

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 6 月 23 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「特定人の特定日①及び特定日②の措置入院に係る一連の文書」（以下、「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書の存否を明らかにすると保護されるべき利益が損なわれることになることを理由として、平成 23 年 7 月 5 日、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 15 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立書

特定個人は異議申立人の長男であり、その情報を父である異議申立人に開示することが、条例第 13 条に規定する保護されるべき利益を損なうとは考えられない。

#### (2) 意見書

故人となった特定人の私達両親が特定人の一切を相続しているので余人に換えれない開示請求の権利がある。実施機関の理由説明書の内容に当たらないし、そもそもこの文章は何を言おうとしているのか意味不明である。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明している内容は、次のとおりである。

本件対象文書の存否を答えるだけで、特定人の措置入院の有無が明らかとな

り、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる。

異議申立人は、異議申立ての理由を「特定人は異議申立人の長男であり、その情報を父である異議申立人に開示することが、条例第 13 条に規定する保護されるべき利益を損なうとは考えられないため。」としているが、条例の定める開示請求権が、何人に対しても請求の目的如何を問わず、認められているものである以上、開示請求者本人が誰であるかを考慮して、開示・不開示の判断を左右してはならないと解される。

よって、本件対象文書が存在するか否かを明らかにするだけで、条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第 13 条により、その存在を明らかにしないで、開示請求を拒否した決定を行ったものである。

## 第 5 審査会の判断

### 1 措置入院について

措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、医療及び保護のために、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者を県知事の権限で指定病院に入院させる制度である。措置入院の必要性については、精神保健福祉法第 29 条第 2 項の規定により、指定医 2 名以上が診察し、判断することとされている。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、特定人の特定日①及び特定日②の措置入院に係る一連の文書である。

実施機関は、本件対象文書の存否を明らかにすると、条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第 13 条の規定により、開示請求を拒否したと主張する。

### 3 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第 10 条第 2 号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報は、不開示とすることを定めたものである。

条例第 13 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。このため、条例第 13 条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

本条の規定により存否を明らかにすることができない行政文書については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

- (2) 本件請求は、特定人の措置入院に係る一連の文書について開示請求されたものであるが、本件対象文書の存否を明らかにすると、特定人が措置入院とされた事実の有無を答えることと同じこととなると認められる。

特定の個人が措置入院とされた事実は、個人の病歴に関する情報であることから、条例第10条第2号（個人情報）に該当する不開示情報である。

したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することとなり、特定の個人の保護されるべき利益を損なうものとなることから、実施機関が条例第13条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した決定は、妥当である。

- (3) なお、異議申立人は、本件請求の内容は、故人となった長男の情報であり、その情報を父である異議申立人に開示することが、条例第13条に規定する保護されるべき利益を損なうとは考えられないと主張するが、情報公開制度においては、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としており、不開示（保護されるべき利益を損なう）情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されない。

#### 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 8. 24	・ 諮問を受けた。
23. 9. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
23. 9. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
23. 9. 30	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 10. 4	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 25 (平成 23 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 11. 28 (平成 23 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授